

第 7 期八戸市障がい福祉計画の策定のポイント

第 3 章 成果目標等に関する事項に関すること

第 6 期計画に係る国の基本指針 (計画期間終了となる R5 年度末 の目標)	第 7 期計画に係る国の基本指針 (計画期間終了となる R8 年度 末の目標)	第 7 期計画に係る国 の基本指針を踏まえ ての当市の成果目標 と掲載箇所
<p>① 施設入所者の地域生活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R 元年度末時点の施設入所者の <u>6%</u>以上を地域生活へ移行 ・施設入所者数を R 元年度末時点から <u>2%</u>以上削減 	<p>① 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R4 年度末時点の施設入所者の <u>6%</u>以上を地域生活へ移行 ・施設入所者数を R4 年度末時点から <u>5%</u>以上削減 	<p>【1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針は達成困難と見込まれるため、第 6 期計画中の移行者数以上と設定。 ・国の基本指針は達成困難と見込まれるため、R4 年度時点での入所者数を上回らないことと設定。
<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院後 3 ヶ月時点の退院率を <u>69%</u>以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率を <u>86%</u>以上、入院後 1 年時点の退院率を <u>92%</u>以上とする ・1 年以上の在院者数を国の定める式で算定して設定 ・退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする 	<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院後 3 ヶ月時点の退院率を <u>68.9%</u>以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率を <u>84.5%</u>以上、入院後 1 年時点の退院率を <u>91%</u>以上とする ・1 年以上の在院者数を国の定める式で算定して設定(変更なし) ・退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする 	<p>【2「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該項目については、<u>県の所管事項であり、当市においては成果目標設定はしていないが活動指標は設定する</u>
<p>③地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため 	<p>③地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため 	<p>【3「地域生活支援の充実」に掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針のとおり設定

<p>め、年1回以上運用状況を検証および検討する。</p>	<p>のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。(変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の及び緊急時の連絡体制を構築。(新規) ・強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針のとおり設定 ・国の基本指針のとおり設定
<p>④福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数をR元年度実績の1.27倍以上とする。 ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数を、それぞれR元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上、概ね1.23倍以上とする。 ・就労定着支援事業所のうち、職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 ・一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者を全体の7割以上とする。 	<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数をR3年度実績の1.28倍以上とする。 ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数を、それぞれR3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。 ・就労定着支援事業所のうち職場定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。 ・一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が令和3年度実績の1.41倍以上とする。 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。(新規) 	<p>【4「福祉施設から一般就労への移行等」に掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針のとおり設定 ・国の基本指針のとおり設定 ・国の基本指針のとおり設定 ・国の基本指針のとおり設定 ・国の基本指針のとおり設定
<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを少なくとも1ヶ所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを少なくとも1ヶ 	<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを少なくとも1ヶ所設置(変更なし) ・保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築。 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを少なくとも1ヶ 	<p>【5「障がい児支援の提供体制の整備」に掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置済 ・構築済 ・設置済

<p>所確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R5 年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 	<p>1ヶ所確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R8 年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（変更なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置・配置済
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R5 年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保 	<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保（新規） ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発及びそのために必要な協議会の体制の確保（新規） 	<p>【6「相談支援体制の充実・強化等」に掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本指針のとおり設定 ・ 国の基本指針のとおり設定
<p>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R5 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築 	<p>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R8 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築（変更なし） 	<p>【7「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本指針のとおり設定

第4章 1 障害福祉サービスの見込量と確保策に関すること

(1) 訪問系サービス

名称	見込量推計の考え方
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者手帳所持者の増加に伴い、利用者も年々増加している。また、施設入所者や精神科病院の入院患者の地域移行や介護者の高齢化に伴い、さらに利用が増加していくものと見込まれる。重度障害者等包括支援については、市内に事業所がないことから、実績もなく今後も利用は見込まれない。

(2) 日中活動系サービス

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者手帳所持者の増加に伴い、利用者も増加傾向となっている。施設入所者や入院している人の地域移行や介護者の
------	--

	高齢化に伴い、今後もさらに利用が増加していくものと見込まれる。
自立訓練〈機能訓練〉	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
自立訓練〈生活訓練〉	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
宿泊型自立訓練	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
就労移行支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
就労継続支援〈A型〉	・障がい者手帳所持者の増加に伴い、利用者も増加傾向となっている。今後もさらに利用が増加していくものと見込まれる。
就労継続支援〈B型〉	・障がい者手帳所持者の増加に伴い、利用者も増加傾向となっている。今後もさらに利用が増加していくものと見込まれる。
就労定着支援	・国の基本指針のとおり設定。
療養介護	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
短期入所〈ショートステイ〉	・障がい者手帳所持者の増加に伴い、利用者も増加傾向となっている。施設入所者や入院している人の地域移行や介護者の高齢化に伴い、今後もさらに利用が増加していくものと見込まれる。

(3) 居住系サービス

自立生活援助	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
共同生活援助 (グループホーム)	・精神科病院や福祉施設から地域への移行が進められる中、共同生活援助(グループホーム)の需要がより高まっており、今後も利用が増加していくものと見込まれる。
施設入所支援	・入所待機者が多く、また、退所する方がいてもすぐに他の方が入所する状態であるため、同数で推移するものと見込まれる。

(4) 相談支援サービス

計画相談支援	・近年の障害福祉サービス利用者の傾向から、毎年新規サービス利用者が増加すると見込まれる。
地域移行支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
地域定着支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。

(5) 障がい児支援サービス

児童発達支援	・障がい児の早期発見、早期療育の観点から、サービスを利用する児童が増えており、今後も増加していくものと見込まれる。
--------	---

医療型児童発達支援	・利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
放課後等デイサービス	・障がい児の早期発見、早期療育の観点から、サービスを利用する児童が増えており、今後も増加していくものと見込まれる。
保育所等訪問支援	・障がい児の早期発見、早期療育の観点から、サービスを利用する児童が増えており、今後も増加していくものと見込まれる。
居宅訪問型児童発達支援	・障がい児の早期発見、早期療育の観点から、サービスを利用する児童が増えており、今後も増加していくものと見込まれる。
障害児相談支援	・近年の障がい児支援サービス利用者の傾向から、毎年新規サービス利用者が増加すると見込まれる。

2 地域生活支援事業の見込量と確保策に関すること

(1) 必須事業

名称	見込量推計の考え方
障がい者就労サポーター養成事業	【①「理解促進研修・啓発事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
手話への理解促進・普及事業	【①「理解促進研修・啓発事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
障がい者団体活動支援事業	【②「自発的活動支援事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
障害者相談支援事業	【③「相談支援事業」に掲載】 ・現状の箇所数を維持して推移するものと見込まれる。
基幹相談支援センター等機能強化事業	【③「相談支援事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	【③「相談支援事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。
成年後見制度利用支援事業	【④「成年後見制度利用支援事業」に掲載】 ・障がい者の介護者の高齢化等に伴い、今後、成年後見が必要な障がい者が増加すると見込まれる。
成年後見制度法人後見支援事業	【⑤「成年後見制度法人後見支援事業」に掲載】 ・現時点で実施無し。令和8年度までの実施を目指す。
手話通訳者設置事業	【⑥「意思疎通支援事業」に掲載】 ・現在実施中の事業を継続する。(市庁内設置2名)
手話通訳者派遣事業	【⑥「意思疎通支援事業」に掲載】 ・聴覚障がい者の社会参加が図られることにより、増加していくものと見込まれる。
要約筆記者派遣事業	【⑥「意思疎通支援事業」に掲載】 ・障害福祉サービスの利用等でまかなう人がほとんどであり、多くの実績は見込まれていない。

代読・代筆支援員派遣事業	【⑥「意思疎通支援事業」に掲載】 ・障害福祉サービスの利用等でまかなう人がほとんどであり、多くの実績は見込まれていない。
介護・訓練支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
自立生活支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
在宅療養等支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
情報・意思疎通支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
排せつ管理支援用具	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
住宅改修費	【⑦「日常生活用具給付等事業」に掲載】 ・給付件数はここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれる。
手話奉仕員養成研修講座	【⑧「手話奉仕員養成研修事業」に掲載】 ・修了者数は、現状を維持して推移するものと見込まれる。
手話通訳者養成研修講座	【⑧「手話奉仕員養成研修事業」に掲載】 ・修了者数は、現状を維持して推移するものと見込まれる。
移動支援事業	【⑨「移動支援事業」に掲載】 ・ここ数年利用者数は減少傾向であったが、今後、障がい者の活動の幅が広がり、社会参加や余暇活動が促進されることに伴い、利用者数及び利用時間数が増加していくことが見込まれる。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	【⑩「地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）」に掲載】 ・箇所数・利用者数ともにほぼ一定の利用者数で推移していくものと見込んでいる。
障害児等療育支援事業	【⑪「専門性の高い相談支援事業」に掲載】 ・障がい児の増加と障がいの状況の多様化に伴い、障がい児支援サービスと併用するなど、利用者の増加が見込まれる。

(2)任意事業

訪問入浴サービス	・一定の利用が見込まれ、障害福祉サービスに準じて必要不可欠なサービスとなっている。
日中一時支援事業	・一定の利用が見込まれ、障害福祉サービスに準じて必要不可欠なサービスとなっている。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	・継続した利用が見込まれる。

自動車運転免許取得・改造助成事業	・継続した利用が見込まれる。
------------------	----------------

(3) 促進事業

家族のスキル向上支援事業	・現在実施中の事業を継続する。
障害者虐待防止対策支援事業	・現在実施中の事業を継続する。

第5章 計画を円滑に進めるために必要な事項に関すること

- 1 障がい者等に対する虐待の防止
- 2 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 3 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 4 障害福祉サービス等提供事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実